



## 解説編

### 1 はじめに

東大和市では、市の未来・次代を担う子どもたちの健やかな成長を守り育むとともに、子どもたち自身が地域社会の一員として、安心して自分らしく生きて、育っていける力を育めるよう、市民の皆様、地域関係者・事業者の皆様及び市が相互に協力し、取り組んでいくための子ども・子育てに関する「共通の理念・指針」となるものとして、「東大和市子どもと大人のやくそく（東大和市子ども・子育て憲章）」を定めました。

この憲章は、子どもから大人までのすべての市民の皆様へのメッセージとして前文を置いています。また、向かって左側は、子どもたちからのメッセージ、向かって右側は、大人たちからのメッセージで、子どもと大人がお互いに呼びかけ合い、お互いの心を通じ合わせるといった想いを込め、相互に呼応するような形で、やくそく（約束）という形式としています。



これらの内容は、東大和市子ども・子育て会議（東大和市長の  
しもん  
諮問機関）や同会議の下部組織として設置しました子ども・子育て  
憲章検討部会（子ども大人会議）で話し合いを重ね、取りまとめて  
きました。

子ども大人会議では、市内小中学校から、小学5年生、中学2年  
生の代表の児童・生徒31人と、子ども・子育て会議の委員5人か  
らなる大人の代表が話し合って進めてきました。

その他の子どもたちからの意見や教育委員、民生・児童委員、青  
少年対策地区委員の方々からの意見をいただくとともに、環境市  
民の集いや児童館・学童保育所等でのアンケート、市民の皆様への  
パブリックコメントや市民（子ども向け・大人向け）説明会などを  
実施してきました。

この解説編については、「東大和市子どもと大人のやくそく（東  
大和市子ども・子育て憲章）」が、東大和市のすべての市民の皆  
様に、将来にわたって、時代を超えて賛同や共感をしていただき、憲  
章について、心に刻んでいただくとともに、お一人おひとりがご自  
身にできることを実践していただくことを願い、大人の皆様に、憲  
章に対するご理解を深めていただけるよう作成したものです。

若い世代の皆様、子育て真っ只中の皆様、毎日頑張っている  
皆様、シニアやシルバー世代の皆様、さまざまな世代の皆様から、  
子どもたちをあたたかなまなざしで見守っていただくとともに、  
子育て家庭にもあたたかく寄り添い、時には力強く支えていただ  
ける地域を皆様と、共に築いていきたいと願うものです。

子どもも大人も誰もが安心して暮らせる、夢や希望のある東大  
和市をめざしましょう。

## 2 前文について

豊かな自然に恵まれた東大和に住む  
すべての人が 未来に夢や希望を持ち  
命や人とののかかわりを大切にし  
あか明るく元気よく生きていくために  
子どもと大人がお互いに約束しあいます



東大和市の未来を担う子どもたち一人ひとりが、健やかにのびのびと成長し、安心して自分らしく、未来に向けて夢や希望をもち、社会の一員として育ち、生きていく力を身につけられるよう、子どもたちに寄り添い、地域で、あたたかなまなざしをもって、守り育てることが大切です。

また、子育て家庭が孤独を感じたり、地域の中で孤立することなく、自己肯定感を持ちながら子育てをしていけるよう、地域で子育て家庭に寄り添い、見守り支えていくことが必要です。

この前文では、これらの思いを込め、多摩湖を擁<sup>よう</sup>し、豊かな緑に囲まれた東大和市で、子どもから大人までのすべての市民の皆様が、「未来に向かって夢や希望をもち」「明るく元気よく生きていくこと」を願い、文言に入れています。

「命と人とのかかわりを大切にすること」については、生きづらさを感じていたり、自己肯定感や自尊心が低くなっている子どもたち（大人たちも含め）に、「ひとつしかない命を大切に、自分だけでなくすべての命を大切にすること」、ひとりぼっちではない、誰かとつながり、お互いを気かけ、支え合う関係性をもてるよう、「人とのかかわりを大切にすること」を願い、メッセージに入れています。

やくそく（約束）は、人と人との信頼関係の上で成り立っているものです。お互いに心を通じ合わせ、大人が、きちんと子どもたちに約束をすることで、子どもたちが安心して、自分たちが大人に守られ、支えられていると感じ、子どもたちが、「自分らしく」「自分自身とほかの人も大切にしながら」生きて、育っていく東大和市になっていくことを願うものです。

市では、この憲章の理念を東大和市の子どもから大人までのすべての市民の皆様、事業者・関係者等の皆様と共有し、「憲章」を基盤として、子ども・子育て支援に関する制度や施策・事業を整え、子ども・子育て支援を市全体で包括的・重層的に進めていきます。



### 3 大人のやくそく



東大和市の未来を担う子どもたち一人ひとりが、健やかにのびのびと成長し、安心して自分らしく、未来に向けて夢や希望をもち、社会の一員として育ち、生きていく力を身につけられるよう、子どもたちに寄り添い、地域で、あたたかなまなざしをもって、守り育むことが大切です。

子どもたちの成長で、一番大切なのは、子どもを温かく見守るまなざしです。子どもの心に寄り添い、健やかな成長を見守り、大切な子どもたちを育てていきます。

子どもの目線で、子どもの気持ちを理解し、いつまでも子どもを見つめます。

子どもがいつも思いやりの気持ちを持って助け合い、感謝する気持ちを持てるように、大人が子どもの成長発達に合わせて寄り添い、支えていきます。



「子どもは大人の鏡」(p.11 参照)といわれるように子どもは、大人の姿や行動を見ています。良いことも悪いことも、子どもは、親や周囲の大人の行動を見て学習します。

子どもは、大人の行動や言動を手本とし、成長します。子どもから信頼され、子どもの手本となるよう、社会のルールを守り、規範意識を持って、誠実に生きる姿を見せます。

親自身が地域の大人として、地域ぐるみで子どもを見守り、育てます。

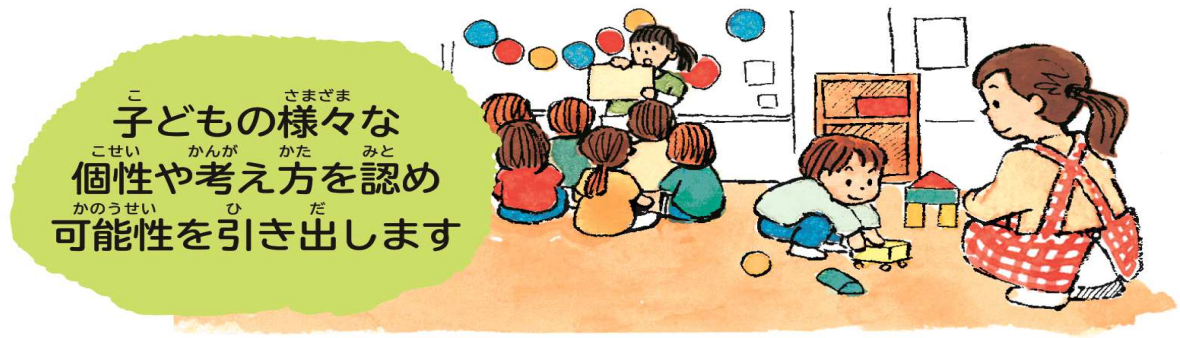
夢や希望が持てるよう安全で安心できる社会を大人が築き、社会全体の教育力の向上をめざします。

大人が社会のマナーやルールを守り、子どもたちの模範として行動します。

子どもたちが未来に夢や希望を持てるように、大人自身が生き生きと生活し、子どもたちに示していきます。

自分を大切にし、夢や希望を持って生きる姿勢を示していきます。

子どもとの約束は、守ります。できないときは、理由を伝えます。



しつけや教育は、与えるものではなく、引き出すものです。

子どもは、「自分が認められている」という肯定感を土台として成長します。

その子の個性・興味を観察して認め、それを伸ばせるように大人は、サポートしていきます。

子どもは、大人と同様に、様々な個性や考え方、価値観をもっています。

子どもには、無限大の可能性があります。

子どもたちに、たくさんの機会を与え、可能性を引き出せるような環境をつくることが大切です。

子どもは、みんな一人ひとり違います。その違いをその人の豊かさとして、受け止めます。

完全さを求めず、子どもが自分を出せるように、ゆとりと寛容を持って接します。



大人自身も大人としての自覚と責任を持って生きていくことが大切です。

子どもの命にかかわることや人に迷惑をかけるような行動には、勇気を持って正しい行動を教えるのが、大人の役割です。

だれでも自分では、気が付かない行動をとることがあります。勇気を持った優しい言葉がけで、子ども自身が自分の行動に気付くことができるようにすることも大切です。

どの子にでも良いことは褒めて、いけないことは注意します。

頭ごなしに言うのではなく、子どもたちと一緒に考えていきます。







子どもをたたいたり、大声でしかったり、暴言をはいたりするのは、体罰です。食事を与えない、子どもを無視するのも体罰です。（体罰を受けた子どもの）心の傷は、ずっと残ります。

自分が体罰をしないだけでなく、傷ついている子どもがいたら、すぐに声を掛け、手を差し伸べます。

子どもの心や体を傷つけることは、たとえ親や子どもと関わりのある人であっても、決してしてはならないことです。

子どもの普段と違う様子や身体の異変に気付いたときは、すぐに行動し、手を差し伸べ、子どもの命を守ります。

いじめや虐待など権利侵害を受けることなく、子どもが安心して生活できるように、いつでも相談でき、救済、回復できるような仕組みを整えるよう努めます。

子どもが命を大切にし、勇気を持っていじめや暴力をなくしていこうとする気持ちを持って生活できるように、大人が子どもの命を大切にし、守り育てます。



東大和市には、たくさんの豊かな自然があります。これからの未来の子どもたちのために、この自然を守り続けることが大切です。

この街に生まれてきて良かったと思える、「ふるさとを愛する心」を育むために東大和市の大切な歴史や文化を伝えていきます。

大人も子どもも自然豊かで歴史のある、ふるさと『東大和市』を愛し、誇りに思えるような街をつくります。

自然を大切にし、安心した遊び場や子どもたちの居場所をつくります。

子どもたちが生まれ、育った街を愛することができるよう、大人は街の豊かな自然を守り、次代を担う子どもに歴史や文化を伝えます。

日本の伝統行事や礼儀作法、和食、モノづくりなど、日本の良さを大切にしていきます。

<P.6 参照部分・資料>

『子どもは大人の鏡』

子どもは、批判されて育つと 人を責めることを学ぶ  
子どもは、憎しみの中で育つと 人と争うことを学ぶ  
子どもは、恐怖の中で育つと オドオドした小心者になる

子どもは、<sup>あわ</sup>憐れみを受けて育つと 自分を可哀想だと思うよう  
になる

子どもは、馬鹿にされて育つと 自分を表現できなくなる  
子どもは、嫉妬の中で育つと 人をねたむようになる  
子どもは、ひけめを感じながら育つと 罪悪感をもつよう  
になる

子どもは、辛抱強さを見て育つと 耐えることを学ぶ  
子どもは、正直さと公平さを見て育つと 真実と正義を学ぶ  
子どもは、励まされて育つと 自信を持つようになる  
子どもは、ほめられて育つと 人に感謝するようになる  
子どもは、存在を認められて育つと 自分が好きになる  
子どもは、努力を認められて育つと 目標を持つようになる  
子どもは、皆で分け合うのを見て育つと 人に分け与える  
ようになる

子どもは、静かで落ち着いた中で育つと 平和な心を持つ  
ようになる

子どもは、安心感を与えられて育つと 自分や人を信じる  
ようになる

子どもは、親しみに満ちた雰囲気の中で育つと 生きることは  
楽しいことだと知る

子どもは、まわりから受け入れられて育つと 世界中が愛で  
あふれていることを知る

あなたの子どもは どんな環境で育っていますか？

作詩者：ドロシー・ロー・ノルト（米国の教育学者）  
引用元：「こころのチキンスープ-愛の奇跡の物語」より

※公益社団法人著作権情報センターに確認済

## 4 児童福祉法について

児童福祉法は、昭和 22（1947）年に制定され、18 歳未満の児童の福祉の保障とその積極的増進を基本理念とした児童の福祉に関する基本法です。

平成 28（2016）年に、「児童の権利に関する条約」の理念に沿い、児童が権利の主体であることを児童福祉法の理念とすることや児童虐待防止対策の強化を図ることなどを目的として、同法が改正されました。

児童福祉法（抜粋）

### 第一章 総則

第一条 全て児童は、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され、保護されること、その心身の健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉を等しく保障される権利を有する。（平二八法六三・全改）

第二条 全て国民は、児童が良好な環境において生まれ、かつ、社会のあらゆる分野において、児童の年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮され、心身ともに健やかに育成されるよう努めなければならない。

② 児童の保護者は、児童を心身ともに健やかに育成することについて第一義的責任を負う。

③ 国及び地方公共団体は、児童の保護者とともに、児童を心身ともに健やかに育成する責任を負う。（平二八法六三・一部改正）

第三条 前二条に規定するところは、児童の福祉を保障するための原理であり、この原理は、すべて児童に関する法令の施行にあたって、常に尊重されなければならない。



## 5 児童憲章について

児童憲章は、昭和 26（1951）年に制定され、日本国憲法の精神に基づき、すべての児童の基本的人権を尊重し、その幸福を図るため、大人の守るべき事項を定め、道徳的な規範として位置づけたものです。

児童憲章（制定日 昭和 26（1951）年 5 月 5 日）（㊤原文どおり）

われらは、日本国憲法の精神にしたがい、児童に対する正しい観念を確立し、すべての児童の幸福をはかるために、この憲章を定める。

児童は、人として尊ばれる。

児童は、社会の一員として重んぜられる。

児童は、よい環境の中で育てられる。

- 一 すべての児童は、心身ともに健やかに生まれ、育てられ、その生活を保障される。
- 二 すべての児童は、家庭で、正しい愛情と知識と技術をもって育てられ、家庭に恵まれない児童には、これにかわる環境が与えられる。
- 三 すべての児童は、適当な栄養と住居と被服が与えられ、また、疾病と災害からまもられる。
- 四 すべての児童は、個性と能力に応じて教育され、社会の一員としての責任を自主的に果たすように、みちびかれる。
- 五 すべての児童は、自然を愛し、科学と芸術を尊ぶように、みちびかれ、また、道徳的心情がつちかわれる。
- 六 すべての児童は、就学のみちを確保され、また、十分に整った教育の施設を用意される。
- 七 すべての児童は、職業指導を受ける機会が与えられる。
- 八 すべての児童は、その労働において、心身の発育が阻害されず、教育を受ける機会が失われず、また、児童としての生活がさまたげられないように、十分に保護される。
- 九 すべての児童は、よい遊び場と文化財を用意され、悪い環境からまもられる。
- 十 すべての児童は、虐待・酷使・放任その他の不当な取扱からまもられる。あやまちをおかした児童は、適切に保護指導される。
- 十一 すべての児童は、身体が不自由な場合、また精神の機能が不十分な場合に、適切な治療と教育と保護が与えられる。
- 十二 すべての児童は、愛とまことによって結ばれ、よい国民として人類の平和と文化に貢献するように、みちびかれる。

## 6 子ども・子育て支援法に基づく基本指針について

平成 27（2015）年に施行された「子ども・子育て支援法」に基づく基本指針は、同法第 60 条に基づき、定められています。

その第一では、「子ども・子育て支援の意義に関する事項」として、『子ども・子育て支援については、この法の目的を達成するため、「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指す考えを基本に、子どもの視点に立ち、子どもの生存と発達が保障されるよう、良質かつ適切な内容及び水準のものとする必要がある。』と示しています。



## 7 児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）について

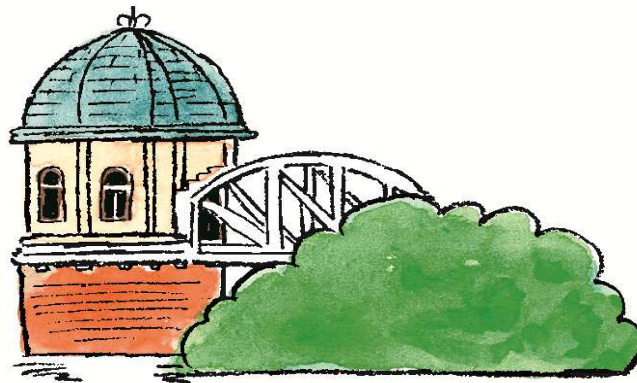
子どもの基本的人権を国際的に保障するために定められた条約です。

1989年に国際連合総会で採択され、わが国は1994（平成6）年に批准しました。（2019年現在の締結国・地域は196。）

「児童の権利に関する条約」における児童の権利は、大きく分けて4つあります。

生きる権利

育つ権利



守られる権利

参加する権利

- 生きる権利：すべての子どもの命が守られること
- 育つ権利：もって生まれた能力を十分に伸ばして成長できるよう、医療や教育、生活への支援を受け、友だちと遊んだりすること
- 守られる権利：暴力や搾取、有害な労働から守られること
- 参加する権利：自由に意見を表したり、団体を作ったりできること

また、児童の権利に関する条約における一般原則（政府や保護者、地域の関係者、地域社会が子どもに関連するいかなる行動を取る場合においてもその基本となる原則のこと）は、次の4つです。

生命、生存及び発達  
に対する権利（命を  
守られ成長できる  
こと）

子どもの最善の利益  
（子どもにとって最も  
よいこと）



子どもの意見の尊重  
（意見を表明し、参加で  
きること）

差別の禁止  
（差別のないこと）

■ 生命、生存及び発達に対する権利（命を守られ成長できること）

すべての子どもの命が守られ、もって生まれた能力を十分に伸ばして成長できるよう、医療、教育、生活への支援などを受けることが保障されます。

■ 子どもの最善の利益（子どもにとって最もよいこと）

子どもに関することが行われるときは、「その子どもにとって最もよいこと」を第一に考えます。

■ 子どもの意見の尊重（意見を表明し、参加できること）

子どもは自分に関係ある事柄について自由に意見を表すことができ、大人はその意見を子どもの発達に応じて十分に考慮します。

■ 差別の禁止（差別のないこと）

すべての子どもは、子ども自身や親の人種、性別、意見、障害、経済状況などどんな理由でも差別されず、条約の定めるすべての権利が保障されます。

## 8 市の考えについて

市においては、これまでも、わが国における児童福祉に関する基本法である児童福祉法や児童憲章、わが国が批准している「児童の権利に関する条約」の理念等に沿い、東大和市における子どもたちの最善の利益の実現を目指し、すべての子どもたちの健やかな育ちと子育て世代を支援するため、さまざまな子ども・子育て支援施策や事業を推進してきました。

このたび、制定しました「東大和市子どもと大人のやくそく（東大和市子ども・子育て憲章）」の策定過程においても、わが国における児童福祉に関する基本法である児童福祉法や児童憲章、わが国が批准している「児童の権利に関する条約」の理念等に沿い、検討を進めてきたものです。

これらの過程を経て、制定しました「東大和市子どもと大人のやくそく（東大和市子ども・子育て憲章）」の理念を東大和市の子どもから大人までのすべての市民の皆様、事業者・関係者等の皆様と共有し、「東大和市子どもと大人のやくそく（東大和市子ども・子育て憲章）」を基盤として、子ども・子育て支援に関する制度や施策・事業を整え、子ども・子育て支援を市全体で包括的・重層的に進めていきます。



編 集：東大和市子ども・子育て支援会議  
編集・発行：東大和市 子育て支援部 保育課  
令和2年10月